

新型コロナウイルス感染者の自宅療養時におけるごみの出し方

新型コロナウイルス感染症に感染した方が自宅で療養する場合、感染拡大を防止するため、以下のルールでごみ・資源物を排出してください。

1. 「燃やせるごみ※」の出し方

- 「燃やせるごみ」の袋に入れる前に、必ず透明・または半透明のビニール袋に入れ、封をしてから燃やせるごみの袋に入れ、燃やせるごみの収集日に出してください。



※特に、使用済の「マスク」や「ティッシュ」は、必ず「燃やせるごみ」で出してください。

- 「燃やせるごみ」の袋の口もしっかり縛り、破裂しないよう空気を抜いて出してください。ごみを入れすぎると袋が破れてしまうので、入れすぎないようにしてください。



2. 「その他のごみ・資源物※」の出し方

- 使用後、1週間程度家庭内で保管した後、各収集日に出してください。

※「その他のごみ・資源物」は、「不燃物」・「容器包装プラスチック」・「ペットボトル」・「びんかん」のことです。

★「燃やせるごみ」はそのまま焼却処分しますが、「その他のごみ・資源」は回収後、作業員が手作業で選別を行うため感染のリスクがあります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご協力の程宜しくお願いします。

